知立市小規模契約希望者の登録に関する要領

(目的)

第1条 知立市(以下「市」という。)の発注する小規模な工事及び修繕(緊急工事を含む。)及び役務の提供その他の委託等に関する契約(以下「小規模契約」という。)を対象に、知立市競争入札参加資格の審査申請ができない者(以下「小規模事業者」という。)のうち、小規模契約の受注を希望する者を登録し、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(小規模契約)

第2条 第6条に規定する登録者が受注できる小規模契約は、市が発注する内容が軽易で履行の確保が容易であると認められる小規模契約(「あいち電子調達共同システム(物品等)」を利用した入札・見積により契約の相手方を決定する場合を除く。)であって、その設計金額が50万円を超えないものとする。

(登録の要件)

- 第3条 この要領の規定により市に登録をすることができる小規模事業者は、次の各 号のいずれにも該当する者とする。ただし、破産者であって復権を得ない者は、登 録することができない。
 - (1) 市内に主たる事業所を有する法人又は住民登録のある個人であること。
 - (2) 知立市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていないこと。
 - (3) 希望する小規模契約を履行するために資格、許可等を必要とする場合は、その資格、許可等を有する者であること。
 - (4) 市税等を滞納していない者であること。

(登録の申請)

- 第4条 次条の規定による登録を希望する小規模事業者は、知立市小規模契約希望者 登録申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に、法人にあっては第1号及び 第3号に掲げる書類を、個人にあっては第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、 市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3号に規定する場合は、 その資格、許可等を証明する書類の写しを添付しなければならない。
 - (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (2) 身分(身元)証明書
 - (3) 市税等の完納証明書

(登録等)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条 に規定する要件に該当する者について、知立市小規模契約希望者登録名簿(様式第2。以下「小規模登録名簿」という。)に登録するものとする。
- 2 前項の規定による登録の効力は、登録の日に始まり、知立市競争入札参加資格者 登録名簿の有効期間満了日に終わる。
- 3 小規模登録名簿は、契約制度の公平性及び透明性を図る観点から、公開請求があった場合は、これを公開するものとする。

(定時の資格審査の実施)

- 第6条 前条第1項の規定に基づき登録を受けた者(以下「登録者」という。)が、 同条第2項の有効期間満了日後も継続して小規模登録名簿への登録を希望する場合は、有効期間満了日の属する月に、市長に申請書を提出しなければならない。
- 2 前条第1項の規定は、前項の規定による提出があった場合において準用する。 (登録の変更)
- 第7条 登録者は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、知立市小規模契約 希望者登録変更届(様式第3)により、速やかに市長に届け出なければならない。 (登録の抹消)
- 第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、小規模登録名簿から抹消するものとする。
 - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (2) 廃業し、倒産し、又は破産した場合
 - (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、 刑法(明治40年法律第45号)その他関係法令の規定に違反して、契約に関し 談合を行う等の不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 小規模契約を発注しようとする主管課は、業者選定に際しては、小規模登録 名簿に登録された登録者にも積極的に受注機会を与えるよう努めるものとする。た だし、当該主管課が知立市競争入札参加資格審査申請による資格業者を選定するこ とを否定するものではない。

附則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。